

令和2年3月17日

所内各位

所長

海外渡航の中止の要請について（通知）

標記について、理事より添付のとおり送付されましたので、お知らせします。
については、所内における当面の海外渡航の制限についての対応を下記のとおりとしますので、徹底するようお願いいたします。

記

1. 国・地域を問わず、不要不急の海外渡航は中止すること。
海外渡航が必要な場合は、必ず事前に所長へ相談すること。
2. 国・地域を問わず、海外留学・派遣により滞在中の学生については早期に一
時帰国をすること。
また、本学の用務により海外滞在中の教職員についても同様に速やかに帰
国すること。
3. 国外から帰国または入国した場合^{*1}は、渡航先の国・地域を問わず、入国ま
たは帰国の日から起算して14日間は自宅で休養し^{*2}、健康観察(体温測定等)
を行うこと。

*1 学生または研究者を受け入れる場合を含む。

*2 新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の抜本的強化の対象国から入
国する場合は検疫の指示に従うこと。

【本学ホームページ（感染症関連情報）】

<https://www.tohoku.ac.jp/japanese/disaster/outbreak/01/outbreak0101/>

※健康観察に係るチェックリスト掲載